

各国の農業保険制度について

ーフランス・スペイン・ギリシャ・アメリカー

農林水産政策研究所 上席主任研究官

吉井邦恒

1 EUの農業保険制度について

EUでは、市場・貿易の自由化の進展、気候変動等により、農業者が直面する農業収入減少リスクへの関心が高まっており、そのためのリスク管理手段の一つとして農業保険(以下では、国が財政的に関与するものを農業保険と呼ぶことにする)が注目されるようになってきています。

EUにおいては、農業被害に対する保険としては雹害保険が幅広く民間保険会社によって提供されてきており、国が関与する形での農業保険制度はスペイン等5、6ヶ国で実施されているのが現状です(新加盟国の中には農業保険を実施している国がかなりある模様)。

EUにおける農業保険に関する助成として、国家助成(State Aid)に関するEU規則に基づき、加盟国が自らの財源により原則50%(一定要件の下で80%)までの保険料補助を行うことができます。ただし、EUからの助成は行われません。

しかしながら、2008年の共通農業政策のヘルスチェックにおいて、2010年から2012年までの3年間について、加盟国の選択により、単一支払い制度に関する財源の一部を農業保険への助成に使用することが認められ、加盟国とEUの拠出分をあわせると保険料の65%まで補助できるようになりました。

その他の農業保険に関するトピックスとして、現行のEU規則上は国が関与した収入保険は実施できませんが、フランス、スペインで、民間保険会社の協力を得て、収入保険の研究が

行われています。

(1) フランス

2008年に決定された農業保険への助成拡大を積極的に活用しているのがフランスです。フランスでは、1964年以降、農業災害に対しては、政府と農業者が拠出するFNGCA(全国農業災害保証基金)を活用して、発生都度法令を定めて災害支払いを行う方式で対応してきました。

この方式を農業保険に切り替えていくため、フランスでは2005年から民間保険会社が提供する複合危険を対象とする保険に対して保険料補助(年により異なるが25~45%)を行っています。2010年からは、農業保険への加入拡大を図るため、EUからの助成を利用して保険料補助率を65%に引き上げました。現在、面積加入率は、穀物で30%程度ですが、それを2013年には60%程度まで引き上げることを目標としています。

また、カナダや豪州にならって、災害対応のための積立金制度が設けられており、農業保険とのセットでの活用が進められようとしています。

このように、フランスでは、大規模な災害にはFNGCA、中規模を中心に幅広いリスクには民間保険会社を活用した農業保険、そして農業保険でカバーできない部分(いわゆる足切り部分)を含め、わずかな収入減少には積立金制度で対応するという3段階制のリスク管理システムの構築を意図されているようです。

(2) スペイン

スペインでは、1978年度に官民協同で農業保険を実施するシステムが構築され、EUで農業保険が最も発達し、普及が進んでいます。スペインの農業保険制度の特徴の1つは、民間保険会社(現在27社)が出資・設立したAGROSEGUROが唯一の元受保険会社となっており、出資保険会社を通じて保険商品を一元的に

販売していることです。

1980年に制度が発足してから20年間近く、毎年の保険収支は平均的に赤字でしたが、最近では単年ベースでも黒字となっており、累積収支もわずかながら黒字に転じています。面積加入率は穀物で70%、果樹で40～50%となっていますが、主産物のオリーブは災害に強いいため加入率は10%程度です。家畜の頭数加入率は低いですが、死亡した家畜等の処理費用保険は80%以上の高い加入率となっています。

なお、スペインでは、農業保険がかなりの水準まで普及していることから、ヘルスチェックに伴う農業保険の助成拡大措置を選択しませんでした。

(3) ギリシャ

ギリシャでは、1961年に社会保障制度の一環として社会保障と自然災害による農業者の損失を補てんを組み合わせたプログラムが実施され、63年からは義務加入方式により農業被害に対する保証が行われています。

農業保険に関する業務は、国の執行機関であるELGA（ギリシャ農業保険機構）が引受から保険金の支払いまですべてを担当しています。保険対象は、任意加入の施設園芸、家きん及び豚以外のすべての作物や家畜であり、加入者は対象作物の販売額の3%、対象家畜の販売額の0.5%を、税金の形で強制的に徴収され、それがELGAへ支払われることになっています。

保険収支は非常に悪く、負債が巨額となっていることから、スペインに類似した保険システムへ変更すべく法案を準備していますが、現在の政治・経済混乱の中で作業は進んでいないようです。

2 アメリカの農業保険制度について

アメリカでは、1938年に農業保険制度が創設されました。現在は、自然災害等による収量の減少を保証する作物保険と、収量の減少または

価格の低下による収入の減少を保証する収入保険が実施されています。保険対象作物も多岐にわたり、農業者個人のデータや地域データに基づく保険方式があり、非常に多数のプログラムが実施されています。

主要作物では面積加入率が80%を超えており、任意加入制の農業保険としては非常に高い加入率になっています。中でも、とうもろこし、大豆、小麦については、収入保険の占める割合が7～8割となっています。

収入保険のうち、穀物・油糧種子・綿花については先物価格を用いて収入額の計算を行いますが、果樹については過去の平均収入額に基づく保証となっています。また、家畜を対象とした価格保険やマージン保険（販売価格と飼料代等の投入費用の差の減少を保証）も実施されています。

今後、農産物価格が比較的高い水準で推移していくことが予測される中で、政府からの支払いは直接支払いが中心となり、一方で、価格・収入変動に対応するプログラムからの支払額は低水準となると見込まれています。自然災害による農作物被害は不可避であることから、しばらくは直接支払いと農業保険金が農業者への支払いの大半占めることになる見込まれます。

農産物価格が高水準にあるため農業保険の保証価格も高止まりしており、保険料補助・運営費用補助等の財政負担が大きくなってきています。2010年及び11年度予算では、大統領から農業保険予算を削減して栄養プログラム等の財源に充てるための提案が出されました。次期農業法（2012年農業法）では、農業保険制度の重要性は認識されつつも、その改革が農業法の主要テーマの1つとなるのは確実な情勢です。